## 治験薬臨床試験実施契約書の変更に関する覚書

学校法人近畿大学(以下「甲」という)と

(以下「乙」という)との間で契約締結した治験薬の臨床試験実施契約書(近畿病院を実施機関とする平成 年 月 日付治験薬臨床試験実施契約書)に基づき申請したの項目において を に変更することに同意した。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を 保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府大阪狭山市大野東 377番地の 2 近畿大学病院

病院長 東田 有智 印

 $\angle$ 

印

## 治験薬臨床試験実施契約書の変更に関する覚書 (治験薬管理期間延長)

学校法儿	人近畿大学	(以下	『甲』	という、	) 上
T 1X 1A /		\ <i>Y</i> \ \	11 11 21	_ v /	, _

(以下『乙』

という)との間で契約締結した治験薬

の臨床試験(近畿

大学病院を実施機関とする平成 年 月 日付治験薬臨床試験実施契約書によるものをいい、以下『本治験』という)について、以下のとおり覚書を締結する。

1. 第1条 治験期間

変 更 前 : 契 約 締 結 日 ~ 平 成 年 月 日 変 更 後 : 契 約 締 結 日 ~ 令 和 年 月 日

- 3. 本治験に要する費用の差額分の詳細は、次のとおりとする。

治験薬管理経	近畿大学病院の治験薬管理ポイントに基づく「差	
費の差額分	額 ポイント数×1,000円×症例数」	円
管理経費	薬剤部・病院事務管理課・経理部・購買部の人件費等。	
	(薬剤部の渉外・調整費を含む。)	円
	治験薬管理経費の差額分×(30%+消費税率(%))	
直接経費	上記2項目の合計額	円
間接経費 (直接経費) ×30%		円

4. 本覚書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを解決するものとする。

上記の通り合意したので本覚書2通を作成し、甲乙各自その1通を保有する

令和 年 月 日

甲 大阪府大阪狭山市大野東377番地の2 近畿大学病院

病院長 東田 有智 印

Z